

理 由 書

都市計画緑地第 12 号 勅使ヶ池緑地

1 都市の将来像における位置付け

本市のまちづくりの基本指針である「名古屋市都市計画マスタープラン 2030」では、都市公園の整備について、「身近な遊び場、災害時の避難場所や復旧拠点等となる公園緑地の整備などを進めるとともに、必要に応じて都市計画公園緑地の見直しを行う」としています。

また、「名古屋市みどりの基本計画 2030」では、めざすみどりの都市像として、「みどりと人がきらめく 自然共生都市・なごや」を掲げています。

2 現在の状況

勅使ヶ池緑地は、旧・鳴海町の名古屋市への編入に伴い、昭和 40 年に当初決定された約 55.3ha の緑地であり、西側の一部区域は緑地として供用していますが、樹林地のほか大学施設や住宅等が立地する大部分の区域は事業未着手となっている状況です。

3 都市計画変更の必要性

1 の実現にあたっては、都市における環境改善、安全性・防災性の向上、良好な景観の形成、レクリエーション活動の場の提供など、都市生活に欠くことのできない基盤施設として都市計画で定めている公園緑地の整備に努めることが必要です。

しかしながら、長期にわたり事業未着手の区域が残る公園緑地が存在し、近年の厳しい財政状況では、その事業完了までに今後も多くの資金と時間が必要です。

このような状況をふまえ、平成 30 年 3 月に「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第 2 次）」を策定し、近年の社会経済情勢や土地利用状況に応じて都市計画の見直しを行うとともに、選択と集中による効率的な事業推進を図ることとしました。

今回変更を行う勅使ヶ池緑地は、都市計画の見直しの基本方針に基づき、「緑地機能に支障のない範囲での宅地化の進行区域の削除」に基づいて緑地の区域の変更を行うものです。

4 都市計画変更の妥当性

勅使ヶ池緑地を現在の計画どおりに整備する場合、グラウンドや駐車場などの大学施設の移転が必要となりますが、大規模な当施設を移転させることは極めて困難です。

今回の変更では、都市計画の見直しの基本方針に基づき、規模が大きく移転困難な施設が立地する土地を中心とした一団の区域として約 10.9ha を削除し、約 44.4ha に変更を行うものです。都市計画の見直しにあたっては、緑被率への影響や一人当たりの都市公園面積、地震災害時における避難地の確保などの観点から検証を行い、見直しによる公園緑地の機能面に支障がないことを確認しました。

緑地の整備目的や期待される機能は、変更後の緑地区域でも確保可能であり、変更は妥当であると考えます。